

# 国の「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」を受けた取り組み方針

平成23年11月3日制定

茅ヶ崎市

第1回改訂：平成23年11月22日

## 【はじめに】

茅ヶ崎市ではこれまで、モニタリングポスト（市内下町屋）が低い数値で安定していること、市内19の公立小学校での放射線量測定結果がモニタリングポストと同じ水準であることなど理由により、市内における放射線量は健康に影響のあるレベルではないと判断しております。この考え方については、引き続き堅持するものであります。

しかしながら、放射線について不安を感じる市民の方が自主的に測定を実施するなかで、不適切な測定機器や取扱により測定された結果により、さらなる不安を生ずることも否定できません。また、東京都世田谷区では区民の方からの情報提供に基づき放射線量の調査を行ったところ、原発事故由来ではないものの民家の床下から放射性物質が発見されました。さらに、千葉県柏市では地元町内会の方からの通報により、市所有地から原発事故が原因と見られる高い放射線量が確認されるなど、自治体として見落とすことの出来ない事象が発生しております。

この状況を受け国では、平成23年10月21日に「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」（以下「国の対応方針」という。）と題した、国と地方公共団体との連携強化の取り組みが示されました。この中には、福島県以外で適用する、高い放射線量の目安となる数値が初めて盛り込まれるなど、自治体に汚染の通報を求める内容となっております。

これら国の対応方針に基づき、今後茅ヶ崎市では、公的空間の中でも学校等を優先して放射線量の調査の取り組みを進め、市民の安心確保に取り組んでまいります。

## 1 目的

この取り組み方針は、茅ヶ崎市が国の対応方針に基づき市内の放射線量を測定調査し、市民の安心確保に資することを目的とします。

## 2 放射線関係対策会議等の設置

### (1) 放射線関係対策会議

次の事項を処理するため、庁内に市長を長とした放射線関係対策会議を設置しました。

- ア 放射能に関する情報の収集、共有及び提供に関すること。
- イ 放射能の対応策に関する調査研究に関すること。
- ウ 放射能への具体的な対処方針や対策の決定及び実施に関すること。
- エ その他、放射能対策に関すること。

### (2) 放射線対策作業部会

放射線関係対策会議の下に、次の事項を処理するため、放射線対策作業部会を設置しました。

- ア 放射能調査に関する国や県の情報の収集、共有及び提供に関すること。
- イ 放射能の処理等の対応策に関する調査研究に関すること。

ウ 放射能調査や放射性物質の除去の具体的な対処方針や対策の決定及び実施に関すること。

エ その他、放射能対策の実務に関すること。

### (3) 会議の庶務

これらの会議の庶務は、環境部環境保全課において処理します。

## 3 市が行う測定調査

市が所有する施設の管理者として、対象施設の敷地内、敷地境界における空間放射線量の測定調査を行います。対象施設としては、学校、保育園、地域集会施設、公民館、公園など公の施設のほか、市庁舎、消防本部（出張所を含む）などの公用施設、道路（側溝を含む）、水路などが挙げられます。（以下「公有施設」という。）

### (1) 測定を行う者（以下「測定者」という。）

公有施設の測定者は、その施設について位置の把握、構造的知見を有する者が適切であると考えられることから、その施設を所管する主管課とします。なお、環境保全課は測定者への機器操作説明など測定精度の確保について支援を行います。

### (2) 測定方法

測定は周辺より比較的高い放射線量を発生している地点を特定することが目的であるため、方法として国が示した「放射線測定に関するガイドライン」（平成23年10月21日付け文部科学省・原子力研究開発機構）に基づき実施し、高い線量率が予測されるポイント（A. 雨水が集まるところ及びその出口、B. 植物及びその根元、C. 雨水・泥・土がたまりやすいところ、D. 微粒子が付着しやすい構造物）を中心に進めることとします。

### (3) 調査実施計画の作成

調査にあたっては、子どもの集まる場所を優先して測定を行う観点から、表1のとおり順次進めていくこととします。限られた測定機器と人員の中で調査を行うため、測定者は予め上記(2)測定方法により、測定実施計画書を作成することで効率的な調査に努めます。各区分の調査は1ヶ月を目途に完了させ、速やかに次の区分の測定に移行します。なお、測定は気象条件による放射性物質の偏りを考えて、当面の間、概ね6ヶ月毎の定期に実施するものとします。

区分	対象施設
第1区分	小・中学校、保育園、幼稚園、児童クラブ、子育て支援施設
第2区分	公園、青少年広場、障害者福祉施設、青少年会館、公民館、図書館
第3区分	市庁舎、文化会館、その他の公共施設
第4区分	第1区分対象施設の敷地境界付近の道路集水枡や水路

表1 調査の区分と対象施設

#### (4) 測定機器の購入

この取り組みを実施するため環境部では、調査測定用機器5台、貸し出し用測定機器15台を購入します。

#### (5) 調査測定の開始

調査測定は測定器が納入され次第、速やかに実施するものとします。

### 4 市民からの通報の取り扱いと対応について

市民からの通報等による問い合わせについては、状況の聴取や確認を行い、対応の経過、測定結果等を記録することとします。

#### (1) 市民が測定を行っているケース

市民の自主的な計測により結果が高かったとして通報を受けたケースでは、通報者立会のもと、市の測定器を用いて改めて再測定を行うことを原則とします。

#### (2) 市民が測定を行っていないケース

市民の感覚のみによる通報については、測定を行わない限り不安を払拭することができないものの、全ての通報に対し市が測定を行うことは、人的、物的制約のある中での対応は困難と考えられることから、環境保全課が当該市民へ簡易測定器を貸与することにより対応し、この測定で高い測定結果が検知された場合は、市が再測定を実施することとします。市民へ貸与する簡易測定器の購入や貸与、再測定等の事務については環境保全課が処理します。

### 5 判定基準

#### (1) 国の対応方針での高い箇所

国は対応方針の中で周辺より放射線量の高い箇所について報告を求めています。

この周辺より放射線量の高い箇所とは、地表1m高さでの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所とされていることから、茅ヶ崎市の平均的な空間線量率である毎時0.05マイクロシーベルトに毎時1マイクロシーベルトを加えた、毎時1.05マイクロシーベルトを判定基準とします。

#### (2) 茅ヶ崎市の判定基準（自主対応基準）

茅ヶ崎市では、この取り組み方針により除染を行う判定基準を、地表1センチメートルで測定した空間線量率が、毎時0.23マイクロシーベルト以上（以下「自主対応基準」という。）と決めました。

自主対応基準以上の箇所については、簡易な除染等の対策を行ってまいります。

#### **【毎時0.23マイクロシーベルトの考え方】**

国の「追加被ばく線量年間1ミリシーベルト」を1日のうち屋外に8時間、屋内に16時間（屋外の0.4倍の線量とする）滞在したとすると、毎時0.19マイクロシーベルトになります。

これに自然界（大地）からの放射線量である、毎時0.04マイクロシーベルトを加算すると（ $0.19 + 0.04 = 0.23$ ）毎時0.23マイクロシーベルトとなります。

### 6 判定基準以上の場合の対応

#### (1) 国の対応方針で定める高い値が示された場合

この場合は、国の対応方針に従って国へ報告を行い、市は、簡易な除染を行うものとします。

なお、国の定める簡易な除染とは、側溝の泥の除去、落ち葉の回収、樹木の剪定、水による洗浄、ブラッシングを指します。

## (2) 自主対応基準以上の場合

茅ヶ崎市の自主対応基準以上の場合は、自主的に簡易な除染を含めた必要な除染を行います。この除染の中には、国の「市町村による除染ガイドライン」に基づく、表面土壌を下層の土壌と入れ替えるなどの対策も含まれます。

いずれの場合にあっても、除染を実施する者は公有施設にあってはその施設を所管する市の主管課とし、私有地にあってはその所有者に対し除染の実施を求めることとします。また、除染の実施に際しては、国との緊密な連携を図り、国に対し必要な支援を仰ぎ対応を講じていくこととします。

## 7 測定結果の公表

市が行った公有施設の測定調査結果は、茅ヶ崎市公式ホームページなどにより広く公表します。なお、私有地の測定調査結果に関しては判定基準を超えた場合のみ、所有者の同意を得て公有施設の場合にならない公表するものとします。

## 8 その他

(1) 除染により生じた泥の一時保管場所としては適切な候補地を選定のうえ、少量の保管にあっては、ブルーシートやフレキシブルコンテナバッグを用い、多量となった場合は建屋の必要性も検討します。なお、これらの事項は、放射線関係対策会議等の協議を経て決定するものとします。

(2) 判定基準以上の場合の放射性物質の核種分析については、国の除染に関する支援を受ける中で必要に応じて検討します。（対象物に含まれる、放射性物質（セシウム、ストロンチウムなど）の量（ベクレル）の分析を指します。）

(3) 国はこの対応方針に基づく報告の受付を年内を目安としています。このことについて国（文部科学省）は、新たな法の枠組みの中で、現行の方針を引き継いで行くとの考え方を示しています。